

(令和4年度コミュニティ助成事業関連資料)

コミュニティ助成事業Q & A

(一般コミュニティ助成、コミュニティセンター助成)

令和3年8月

愛知県総務局総務部市町村課地域振興室

I 各事業共通事項

1 一般的事項

- 1-1-1 コミュニティ助成事業における助成財源の原資は何か。…………… 1
- 1-1-2 「コミュニティ組織」とは、どのようなものか。…………… 1
- 1-1-3 「コミュニティ組織」と認められないのは、どのような場合か。…………… 1
- 1-1-4 市町村が事業実施主体となるのは、どのような場合か。…………… 2
- 1-1-5 事業内容等が助成要件に合致するものの、不採択となった場合は、次回に同じ内容で申請してもよいか。…………… 2
- 1-1-6 事業費に国等の補助金や地方債を充当しているものは対象か。…………… 2

2 宝くじの普及広報

- 1-2-1 宝くじの助成を受けた旨の表示にかかる費用はどのような扱いか。…………… 3
- 1-2-2 助成を受けた備品への表示はどのように行えばよいか。…………… 3
- 1-2-3 購入予定備品の一部に小型のものがあり、デザインの表示ができない。どうしたらよいか。…………… 3
- 1-2-4 市町村の広報誌ではなく、コミュニティ誌での広報でも良いか。…………… 3
- 1-2-5 テント等の備品に実施主体名等（自治会名）を入れてもよいか。…………… 4

3 助成の申請

- 1-3-1 申請の際に注意する点はあるか。…………… 4
- 1-3-2 変更申請を行う場合に注意する点はあるか。…………… 4

4 助成の決定

- 1-4-1 助成決定はいつ頃になるか。…………… 5
- 1-4-2 助成決定までの間に内示等はくるのか。…………… 5

5 助成金の交付

- 1-5-1 事業完了後、助成金の交付を受けるまでの事務の流れを教えてください。… 5

II 事業別事項

1 一般コミュニティ助成事業

- 2-1-1 一般コミュニティ助成の申請をする際の注意事項はあるか。…………… 6
- 2-1-2 助成対象事業者として定めてあるいずれの団体でも事業実施主体となつてよいのか。…………… 6
- 2-1-3 一般コミュニティ助成事業の助成対象備品について教えてください。…………… 6
- 2-1-4 一般コミュニティ助成事業で「簡易倉庫・収納庫」が参考例で示されているが、どの程度の規模まで対象となるか。…………… 7
- 2-1-5 一般コミュニティ助成事業の助成対象外とされた事業の例はどういったものがあるか。…………… 7
- 2-1-6 整備した備品等を廃棄する場合に財団へ報告する必要はあるか。…………… 8

2 コミュニティセンター助成事業

- 2-2-1 コミュニティセンター助成事業の対象範囲を教えてください。…………… 8
- 2-2-2 コミュニティセンター完成後、登記はしなくては行けないか。…………… 8
- 2-2-3 事業を申請する際に、事業実施団体の認可地縁団体の取得は必須か。…………… 8

- 2-2-4 県で選考することはあるのか。…………… 9
- 2-2-5 コミュニティセンターを建設する予定地の相続手続きが未済だが、申請可能か。…………… 9

I 各事業共通事項

1 一般的事項

1-1-1 コミュニティ助成事業における助成財源の原資は何か。

答 助成財源の原資は、宝くじの売上金である。

売上金額の約 1.3%（令和元年度は約 105 億円）が社会貢献広報費として確保されており、その一部を活用し、一般財団法人自治総合センターがコミュニティ助成事業を行っている。

1-1-2 「コミュニティ組織」とは、どのようなものか。

答 コミュニティ助成事業留意事項では、「自治会、町内会、自主防災組織等の地域に密着している団体。地域に密着した団体であっても、特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等は除く」と定義されている。

また、「宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第3セクター、その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は除く」とある。

したがって、商工会、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、趣味の愛好会・イベント等のために組織された団体（特定の祭り等の実行委員会）、NPO、青年団も除く。

地域住民のコミュニティ組織としては、自治会・町内会の類をコミュニティ組織の典型例であるが、これに派生する上部団体（連合体）も同様に含まれる。

1-1-3 「コミュニティ組織」と認められないのは、どのような場合か。

答 地域に密着した活動を行っている団体であっても、専ら特定の目的（一例として「自然保護」「趣味」等）のために活動している団体は助成対象外である。「地域密着」の点だけを取り上げてコミュニティ団体と称している例が散見され、市町村においてもこの点を誤解しているケースが多いと思われる。

団体の内容については、申請書類から判断されるため、申請書類上判断のつかないものは対象外となる場合がある（疑義があるものについては、事前に愛知県（以下県）まで相談していただきたい）。

なお、対象外となった主なケースは次のようなもの。

- イ 専ら趣味や芸術のサークルとして組織された団体
- ロ 商工業者等の連絡組織
- ハ 宗教関連団体
- ニ 専ら観光・福祉・自然保護・文化振興等の特定目的で組織された団体

1-1-4 市町村が事業実施主体となるのは、どのような場合か。

答 一般、コミセン、青少年においては、主に市町村におけるコミュニティ組織が事業実施主体である。しかし留意事項第3の3では「単一の団体による申請では、要綱第5に規定する助成金の下限額に満たないため、複数の団体の要望をとりまとめて申請する等、合理的な理由があり、コミュニティ活動の支援に直結する場合に限り、市（区）町村が事業実施主体となることを可能とする」と記載されている。

次のような場合がこれに該当。

- ① 一般コミュニティ助成事業における1団体の備品の希望購入金額が助成額の下限に満たない場合に、2以上の団体を市町村が取りまとめて申請し、各団体に備品を譲渡する場合（貸付は不可）。
- ② その他、財団が認める場合。

1-1-5 事業内容等が助成要件に合致するものの、不採択となった場合は、次回に同じ内容で申請してもよいか。

答 申請可能。

ただし、再申請した案件が、必ず採択されるものと限らないので留意いただきたい。

1-1-6 事業費に国等の補助金や地方債を充当しているものは対象か。

答 コミュニティ助成事業実施要綱第2の2（2）にあるように対象外。
また、他の宝くじの助成事業を充当している場合も対象外となる。
なお、県や市町村の補助金は裏負担として充当可能。

2 宝くじの普及広報

1-2-1 宝くじの助成を受けた旨の表示にかかる費用はどのような扱いか。

答 この表示にかかる費用（印刷費・プレート作製費等）は助成対象とするため、申請にあたっては、この費用を含めて総事業費の積算を行ってほしい。

なお、表示にかかる費用を助成額（一般コミュニティであれば最高2,500千円）に加算する趣旨ではないので、留意いただきたい。

1-2-2 助成を受けた備品への表示はどのように行えばよいか。

答 助成を受けた施設・設備（備品）については、「宝くじの社会貢献広報の仕方」に従って、表示を行う。※部品・付属品にも表示が必要

なお、デザインのデータについては、財団ホームページに掲載されている。

1-2-3 購入予定備品の一部に小型のものがあり、デザインの表示ができない。どうしたらよいか。

答 原則、広報表示ができないものは助成対象外である。

しかし、コードのようなものであれば、シールをラミネートフィルムで加工し、角の空いたスペース等に穴を空けて紐や針金を通し、対象備品に括るなど表示を工夫することが可能であれば対象となる。

1-2-4 市町村の広報誌ではなく、コミュニティ誌での広報でも良いか。

答 不可。コミュニティ誌ではなく、市町村の広報誌に掲載しなければならない。

事業完了後に市町村の広報誌に事業の紹介記事を掲載し「宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業」の紹介と「宝くじの助成金で整備した」「宝くじの助成金で実施した」旨の表現を記載し、可能な限り整備した備品等の写真を掲載する。

1-2-5 テント等の備品に実施主体名等（自治会名）を入れてもよいか。

答 実施主体名を記載することは構わないが、宝くじの広報表示を入れることが必須事項である。

ただし、神社やお寺などの宗教団体名については、記載不可。

また、実施主体名を記載せず、実施主体の下部組織名だけを記載するのも不可（実施主体名と一緒に記載すれば可）。

3 助成の申請

1-3-1 申請の際に注意する点はあるか。

答（１）本助成事業は宝くじの収益金を財源としているため、必ずしも採択されるものではないため、申請の際、地元への説明の際は十分に注意すること（近年宝くじの収益が減少しているため、採択率の低下が見受けられる）。

（２）採択された事業についての変更は、原則認められないため内容・必要性を十分協議すること。

（３）最新の様式を使用すること。

（４）「必要書類一覧表」を参照し、添付書類に漏れがないか確認すること。

1-3-2 変更申請を行う場合に注意する点はあるか。

答 やむを得ず事業内容を変更する必要がある場合（財団留意事項第８の３にある軽微な場合を含む）は、別記様式第３・４号別表と見積書・カタログ等、変更内容のわかる資料を用意の上、**必ず事前に**県まで電子メールで送付すること。（県から財団へ事前協議をし、協議結果を市町村へ連絡する）

※原則として大幅な内容の変更は認められないので注意すること

なお、変更内容の軽重に関わらず、実際の事業費が助成決定金額を下回る場合は、**必ず事前に**変更申請が必要になる。

実績報告を提出する際は、それまでに軽微な変更として認められたことが分かるように、別記様式第３・４号別表中の「変更理由」の欄に「○月○日軽微な変更」など記載すること。

「軽微な変更の例」

- ・購入備品が生産終了等により購入できないために、同種同レベルの後継機を購入する場合。
- ・その他、財団が軽微な変更であると判断した場合。

※ 事業が完了した後、実績報告の段階で「軽微」とは認められない変更があった場合、助成金が交付できないことがあるため、変更に際しては必ず事前に県まで相談すること。

4 助成の決定

1-4-1 助成決定はいつ頃になるか。

答 コミュニティ助成事業の決定スケジュールは、概ね次のとおり。

8月下旬	募集通知
10月上旬	申請締切
4月上旬	決定通知

なお、助成決定日は、財団から県宛てに送付された文書発信日となる（県からの決定通知に記載しており、実績報告書に記入が必要となる）。

1-4-2 助成決定までの間に内示等はくるのか。

答 財団から内示等の事前連絡はないため、交付決定通知がくるまで結果はわからない。

5 助成金の交付

1-5-1 事業完了後、助成金の交付を受けるまでの事務の流れを教えてください。

答（1）事業完了後、概ね2月以内且つ県が指定する日までに県を経由して財団へ実績報告を提出する。

（令和4年度事業については、県に令和5年3月6日（月）必着）

（2）財団へ実績報告が受理された後、審査され、要件に合致していれば財団から直接市町村へ送金される。

送金の際、県へ送金予定日の通知が来るため、県から該当市町村へ連絡する。

（3）実績報告の必要書類の不足や、財団の受け付け状況等により、場合によっては受付から助成金の交付まで1月以上かかることがある。

※ 4月頃に財団へ実績報告が集中する傾向にあるため、支払いが遅くなるこ

とがある。事業実施後は速やかに実績報告書を提出していただきたい。

Ⅱ 事業別事項

1 一般コミュニティ助成事業

2-1-1 一般コミュニティ助成の申請をする際の注意事項はあるか。

- 答 (1) 「事業内容に関する資料」として、カタログのコピーを提出する場合は、必ずカラーコピーで提出すること（白黒しかない場合は、白黒提出で差し支えない）。
- (2) 市町村が事業実施主体で、複数のコミュニティ組織を取りまとめる場合は、各コミュニティ組織の「事業実施主体規約」「令和3年度の事業計画及び予算書」の添付が必要。
- (3) 土地にベンチや掲示板を設置する場合は、その土地に抵当権が付着していないか注意すること。

2-1-2 助成対象事業者として定めてあるいずれの団体でも事業実施団体となってよいのか。

- 答 事業の性質上、市町村よりも地区住民のコミュニティ組織が事業実施主体となるのが望ましい。
- しかし、質問 1-1-4 のような場合は、市町村が実施主体になる場合があり得るが事前に県まで連絡していただきたい。

2-1-3 一般コミュニティ助成事業の助成対象備品について教えてほしい。

- 答 対象となる備品については、財団留意事項「別紙1参考例」に記載されているもの、県作成の「申請対象・対象外備品一覧」を参照いただきたい。
- これらに記載されているもの以外でも、コミュニティ活動に直接必要な備品は対象となるため、不明な場合は、相談していただきたい。

2-1-4 一般コミュニティ助成事業で「簡易倉庫・収納庫」が参考例で示されているが、どの程度の規模まで対象となるか。

答 簡易倉庫・収納庫については、今回の助成対象となるコミュニティ備品等が収納される程度のものが想定されている。(倉庫・収納庫単体での申請および複数購入の申請は不可)

財団留意事項「別紙1参考例」にあるように基礎工事、アンカー工事、転倒防止工事を伴わないものが対象。

あまりに規模が大きいものは建築主事等による建築物に該当しない旨の証明書が必要になるため、相談していただきたい。

2-1-5 一般コミュニティ助成事業の助成対象外とされた事業の例はどういったものがあるか。

答 (1) 市町村が本来実施すべき施設・設備の整備

市町村役場、公民館、総合運動公園、小中学校等、本来市町村の予算にて整備すべきもの(例：市町村所有の公民館等に設置するエアコン)。道路照明等、道路管理者が設置すべきものも同様に対象外となるが、住宅街等で自治会・町内会が管理する街路灯は対象となる。

(2) 刀剣類

祭りで刀剣等を使用する場合があるが、真剣・模擬刀のいずれも対象外となる。

(3) 吹奏楽サークル・ロックバンド等の趣味や芸術のサークルが使用する楽器

本事業はあくまで、自治会・町内会等が使用するコミュニティ活動備品を対象としているため、自治会・町内会等が祭り等で使用する太鼓・笛等は助成対象となるが、趣味や芸術を目的とした団体が使用する楽器は対象外となる。

(4) 施設・設備(備品)の修理・修繕

ただし、地域の祭りに使用する太鼓の皮の張替え、御輿、山車の修理については、対象となる。

(5) 中古品の購入

(6) モニュメント、石碑、その他これに類するもので、コミュニティ活動に直接利用しないもの

(7) 車両
自転車、乗用式草刈り機も対象外。

2-1-6 整備した備品等を廃棄する場合に財団へ報告する必要はあるか。

答 特に報告を要しない。留意事項の第 11 のとおり、過去に助成を受けた設備等の処分については、助成対象団体（市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会）の規則等の定めによって行うこと。

2 コミュニティセンター助成事業

2-2-1 コミュニティセンター助成事業の対象範囲を教えてください。

答 建物本体とその付属設備及び必要な備品が対象になる。したがって、コミュニティセンター建設監理料や設計料も対象になるが、助成対象年度内に発生した費用のみ対象。

なお、土地の取得及び造成、外構工事に要する費用は対象外となる。

2-2-2 コミュニティセンター完成後、登記はしなくてはならないか。

答 実施主体の団体名（認可地縁団体の取得が必要）で建物の保存登記を事業実施年度内に行わなければならない。

2-2-3 事業を申請する際に、事業実施団体の認可地縁団体の取得は必須か。

答 原則取得した団体で申請いただきたい。

ただし、事業実施年度に必ず取得ができるという場合は、事前に相談いただくとともに、取得までのスケジュール及び助成対象団体（市町村）の確約書の提出が必要。

2-2-4 県で選考することはあるのか。

答 都道府県から財団への申請可能件数が4件であるため、それ以上の申請がある場合は、選考することになる。

また、財団へ4件申請したとしても、全て採択されるわけではないため地元への説明は十分注意されたい。

2-2-5 コミュニティセンターを建設する予定地の相続手続きが未済だが、申請可能か。

答 財団留意事項第1の(9)⑤にある下記の場合は申請不可。

- ① 登記簿謄本の権利部(乙区)に抵当権等の権利関係が付着しているもの(含む抹消登記未済)。
- ② 相続手続きが未済のもの。
- ③ 所有者全員の承諾書等が得られないもの。